

生駒市条例第4号

生駒市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例等の一部を改正する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第1条 生駒市税条例(昭和50年12月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第8条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第10条中「)、第54条、第75条」の次に「、第89条の6第1項」を加え、「又は第139条第1項に」を「、第139条第1項又は第145条第3項に」に改め、同条第1号中「又は第113条」を「、第113条又は第145条第3項」に改め、同条第2号及び第3号中「第106条第1項」を「第89条の6第1項の申告書、第106条第1項」に改める。

第22条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第88条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第88条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改め

る。

第 89 条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第 89 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第 89 条の次に次の 7 条を加える。

(軽自動車税の課税免除)

第 8 9 条の 2 次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 商品であって使用しない軽自動車等
- (2) 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち救急用のもの
(環境性能割の課税標準)

第 8 9 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 1 5 条の 1 0 に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第 8 9 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第 4 5 1 条第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 1
- (2) 法第 4 5 1 条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 2
- (3) 法第 4 5 1 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 3

(環境性能割の徴収の方法)

第 8 9 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 8 9 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、

施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第89条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第89条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第98条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

A 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

B 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第91条（見出しを含む。）及び第93条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第94条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第88条第2項」を「第89条第1項」に改める。

第95条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第88条第2項」を「第89条第1項」に改める。

第97条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第98条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第97条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動

車税」を「種別割」に改める。

第 99 条第 2 項中「第 443 条」を「第 445 条」に、「第 89 条第 2 号」を「第 89 条の 2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 7 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第 8 条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第 8 条 平成 30 年度から平成 34 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 20 条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項 (第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 41 年度」を「平成 43 年度」に、「平成 31 年」を「平成 33 年」に改める。

附則第 16 条の 5 の次に次の 6 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 16 条の 6 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、奈良県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

第 16 条の 7 市長は、当分の間、第 89 条の 2 の規定にかかわらず、奈良県知事が自動車税の環境性能割の納税義務を免除する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第16条の8 市長は、当分の間、第89条の8の規定にかかわらず、奈良県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第16条の9 第89条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「奈良県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第16条の10 市は、奈良県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として奈良県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の11 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第89条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第89条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第17条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第90条第2号アの項中「第90条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3

月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、
「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に
掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 90 条第 2 号アの項中「第 90
条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 3 項中「規定する」を「掲げる」
に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4
月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を
「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、
同項の表第 90 条第 2 号アの項中「第 90 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、
同条第 4 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 2
8 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「
左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 90 条第 2 号アの項中「
第 90 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

第 2 条 生駒市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 17 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第
1 項中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の
法第 44 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」
を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア(イ)	3, 900 円	4, 600 円
第 2 号ア(ウ)A	6, 900 円	8, 200 円
	10, 800 円	12, 900 円
第 2 号ア(ウ)B	3, 800 円	4, 500 円
	5, 000 円	6, 000 円

附則第 17 条第 2 項から第 4 項までを削る。

(生駒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 生駒市税条例等の一部を改正する条例(平成26年5月生駒市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第90条及び新条例」を「生駒市税条例第90条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第90条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第90条第2号ア(ウ)A	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第90条第2号ア(ウ)B	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第17条第1項	第90条	生駒市税条例等の一部を改正する条例(平成26年5月生駒市条例第22号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条
附則第17条第1項の表 第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第17条第1項の表 第2号ア(ウ)A	第2号ア(ウ)A	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(ウ)A
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第17条第1項の表 第2号ア(ウ)B	第2号ア(ウ)B	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(ウ)

	B
3, 800円	3, 000円
5, 000円	4, 000円

(生駒市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 生駒市税条例の一部を改正する条例（平成27年12月生駒市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項の表第10条第3号の項中「第106条第1項」を「第89条の6第1項の申告書、第106条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中生駒市税条例第10条の改正規定（「又は第139条第1項に」を「、第139条第1項又は第145条第3項に」に改める部分及び同条第1号中「又は第113条」を「、第113条又は第145条第3項」に改める部分に限る。）並びに附則第9条の3の2第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中生駒市税条例附則第8条の改正規定及び次条第1項の規定 平成30年1月1日
- (3) 第1条中生駒市税条例第8条の改正規定、同条例第10条の改正規定（第1号に掲げる部分を除く。）、同条例第22条、第88条及び第89条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第90条、第91条、第93条から第95条まで及び第97条から第99条までの改正規定並びに同条例附則第16条の5の次に6条を加える改正規定並びに第2条から第4条までの規定並びに次条第2項並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）附則第8条の規定は、平成30年度以降の年度分の個人の市民税について適用する。

2 新条例第22条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第17条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

3 新条例及び第2条の規定による改正後の生駒市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。